

認証評価結果に対する改善報告書

令和元年7月4日

1. 大学名：山口学芸大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項第3号に基づく教授会規程第3条第1項第3号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について学長が定めていない点は、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

教授会の審議事項に定める事項については、教授会（第10回平成30年12月14日開催）において学長が審議事項について意見を聴き、平成30年12月14日に規則改正し、周知している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

4-1-1 平成30年度第10回教授会議事録

4-1-2 山口学芸大学教授会規程

認証評価結果に対する改善報告書

令和元年7月4日

1. 大学名：山口学芸大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

○学校教育法施行規則第172条の2第1項第3号に定める各教員が有する学位に関する
ことが公表されていない点は、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-1について

各教員が有する学位の公表については、教授会において説明の上、直ちにウェブサイト
で公表することとした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-1の資料

5-1-1 山口学芸大学ウェブサイト「教員紹介」フォーマット

<http://www.y-gakugei.ac.jp/info/teacher/>

認証評価結果に対する改善報告書

令和元年7月4日

1. 大学名：山口学芸大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

○教育職員免許法施行規則第22条の6第1項第2号に定める各教員が有する学位に関する事及び同第4号に定める卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事が公表されていない点は、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-1について

各教員が有する学位の公表については、教授会において説明の上、直ちにウェブサイトで公表することとした。併せて、卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事の公表については、「免許・資格取得状況の推移」としてウェブサイトで最新の状況を公表している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-1の資料

5-1-1 山口学芸大学ウェブサイト「教員紹介」フォーマット

<http://www.y-gakugei.ac.jp/info/teacher/>

5-1-2 山口学芸大学ウェブサイト「免許・資格取得状況の推移」

<http://www.y-gakugei.ac.jp/concept/elementary/index.html#03>